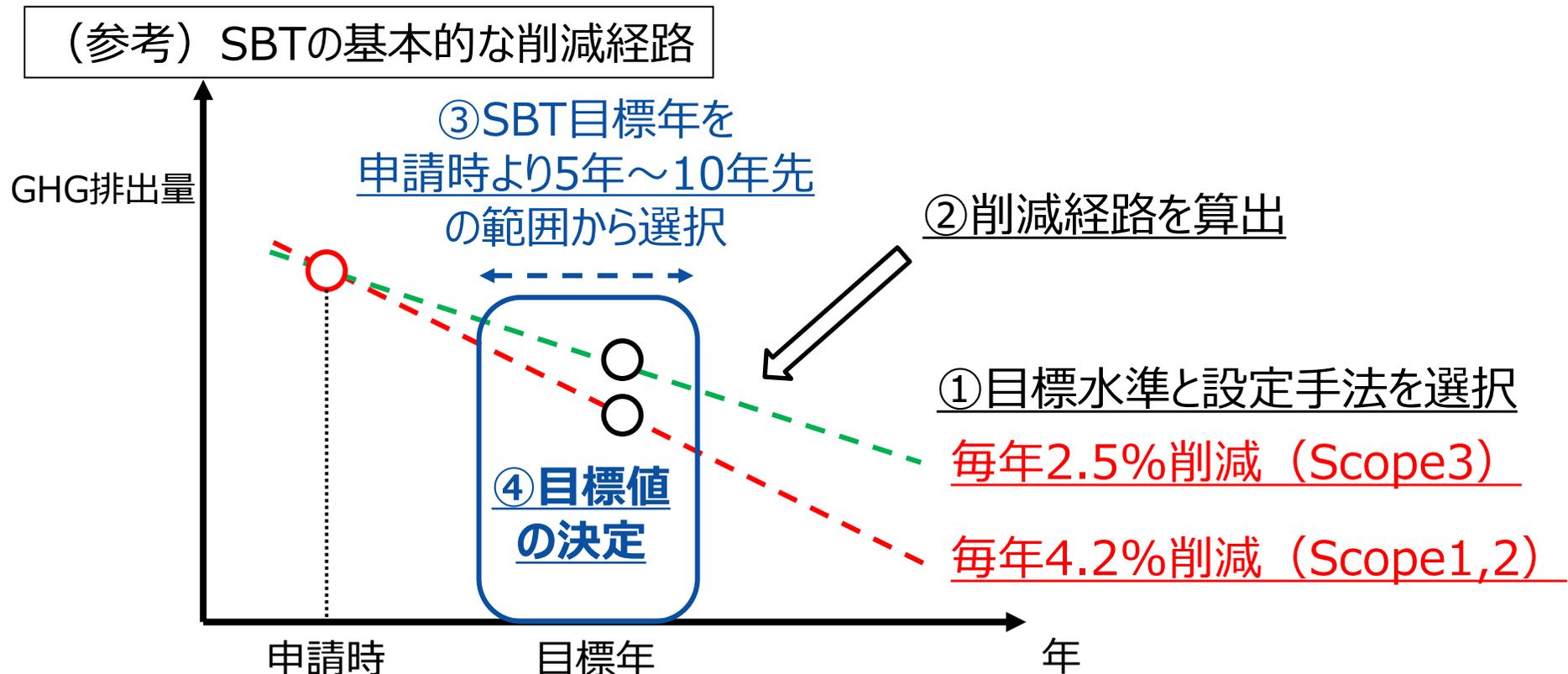


---

## 7. 短期SBTの認定基準

---

- SBTの削減目標設定は下記の経路が基本となる。
  - Scope1,2及びScope3（該当する場合）について目標設定の必要がある。
  - Scope1,2の目標は、セクター共通の水準としては「**総量同量**」削減とすることが必要である。
  - Scope3の目標は、以下のいずれかを満たす「**野心的な**」目標を設定する。  
（総量削減か原単位削減、あるいはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標）
  - 事業セクターによっては、セクターの特性を踏まえた算定手法も用意されている（**SDA**）。



# 短期SBT設定の基準概要 1/2



項目	内容
バウンダリ(範囲)	<b>企業全体（子会社含む）</b> ※1のScope1及び2をカバーする、すべての関連するGHGが対象となる
基準年・目標年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基準年はデータが存在する最新年とすることが推奨される (未来の年を設定することは認められていない)</li> <li>✓ 目標年は申請時から<b>最短5年、最長10年以内</b></li> </ul>
目標水準	最低でも、世界の気温上昇を産業革命前と比べて <b>1.5°C</b> 以内に抑える削減目標を設定しなければならない →SBTiが認定するSBT手法（2手法）に基づき目標設定する →総量同量削減の場合は <b>毎年4.2%削減</b>
	Scopeを複数合算（例：1+2または1+2+3）した目標設定が可能。ただし、Scope1+2及びScope3でSBT水準を満たすことが前提
	<b>他者のクレジットの取得による削減、もしくは削減貢献量は、SBT達成のための削減に算入できない</b>

※親会社もしくはグループのみの目標設定を推奨。ただし、子会社が独自に設定することも可能。

[出所] SBTi Corporate Near-Term Criteria Version 5.2 (<https://files.sciencebasedtargets.org/production/files/SBTi-criteria.pdf>)、

SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 1.2 (<https://files.sciencebasedtargets.org/production/files/Net-Zero-Standard.pdf>) より作成

# 短期SBT設定の基準概要 2/2



項目	内容
Scope2	再エネ電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で調達することは、Scope2排出削減目標の代替案として認められる
Scope3	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Scope3排出量が<b>Scope1+2+3排出量合計の40%以上</b>の場合にScope3目標の設定が必須となる</li> <li>✓ <b>Scope 3 排出量全体の2/3をカバーする</b>目標を、以下のいずれかまたは併用で設定すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 総量削減：世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、<b>2℃を十分に下回るよう抑える水準（毎年2.5%削減）に合致する総量排出削減目標</b></li> <li>• 経済的原単位：付加価値あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する経済的原単位</li> <li>• 物理的原単位：部門別脱炭素化アプローチ内の関連する部門削減経路に沿った原単位削減。もしくは、総排出量の増加につながらず、物量あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する目標</li> <li>• サプライヤー/顧客エンゲージメント目標：サプライヤー/顧客に対して、気候科学に基づく排出削減目標の設定を勧める目標</li> </ul> </li> </ul>
開示	企業全体のGHG排出状況を毎年開示する必要がある
再計算	最低でも5年ごとに目標の見直しが必要となる

## (必須事項)

- ✓ **親会社もしくはグループのみが目標を申請することが推奨される。**  
親会社はGHGプロトコルの企業範囲で定義されるすべての子会社の排出を目標に含めなければならない。
  - 親会社と子会社の両方が目標を申請している場合は、親会社の目標に子会社の排出量が含まれる必要がある。

## (推奨事項)

- ✓ 企業範囲は、企業の財務会計において使用されている組織範囲と一致することが推奨される。

# 【補足】GHGプロトコルにおける企業範囲とは？



- GHGプロトコルでは、自社≡自グループとされる。
- 組織境界の基準には「支配力基準」と「出資比率基準」の2種類のグループ範囲がある。

## GHGプロトコル における「自社」

事業者の**組織境界**の範囲で、原則として自社（法人等）及び連結対象事業者等事業者が所有または支配する全ての事業活動の範囲（≡グループ）  
✓ 事業者が会社以外の組織の場合も同様

### 【組織境界の基準】

## 支配力基準

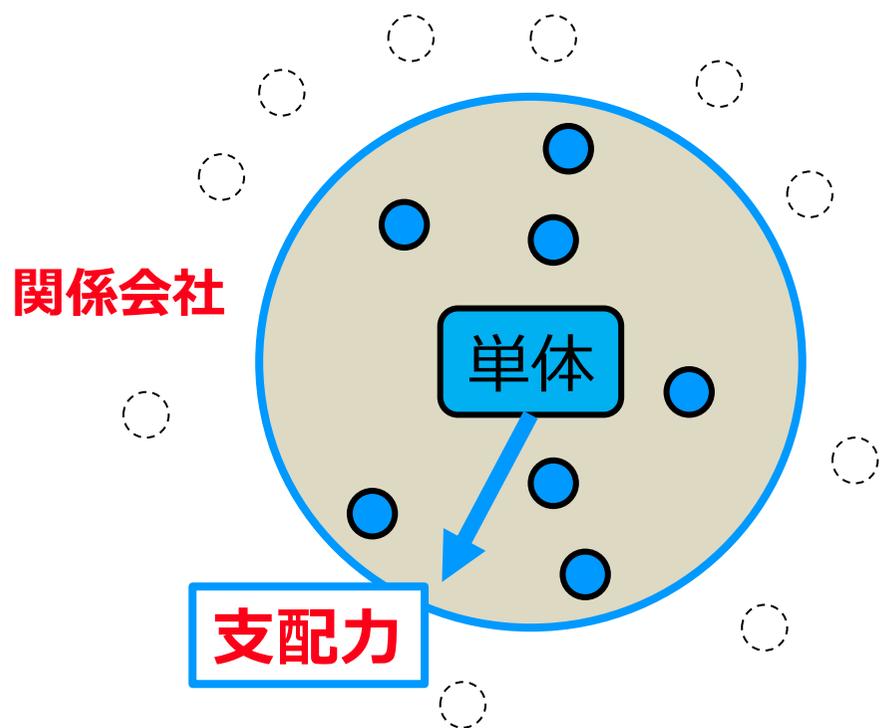
- ✓ 関連会社の中で、
  - 支配力を及ぼしている先については、相手先企業の排出量の**100%を自社の排出量として計上**
  - 支配力を及ぼしていない先については、相手先企業の排出量は、**自社の排出量と見なさない**、とする考え方
  - **連結対象事業者は組織境界に含む**
- ✓ 支配力の定義
  - **財務支配力**：当該事業者の財務方針および経営方針を決定する力を持つ
  - **経営支配力**：当該事業者に対して自らの経営方針を導入して実施する完全な権限を持つ
- ✓ 企業範囲について**自社 + 連結対象事業者**と考えればよい

## 出資比率基準

- ✓ 株式保有している企業全てについて、対象企業の排出量の出資比率相当分を自社の排出量とする考え方

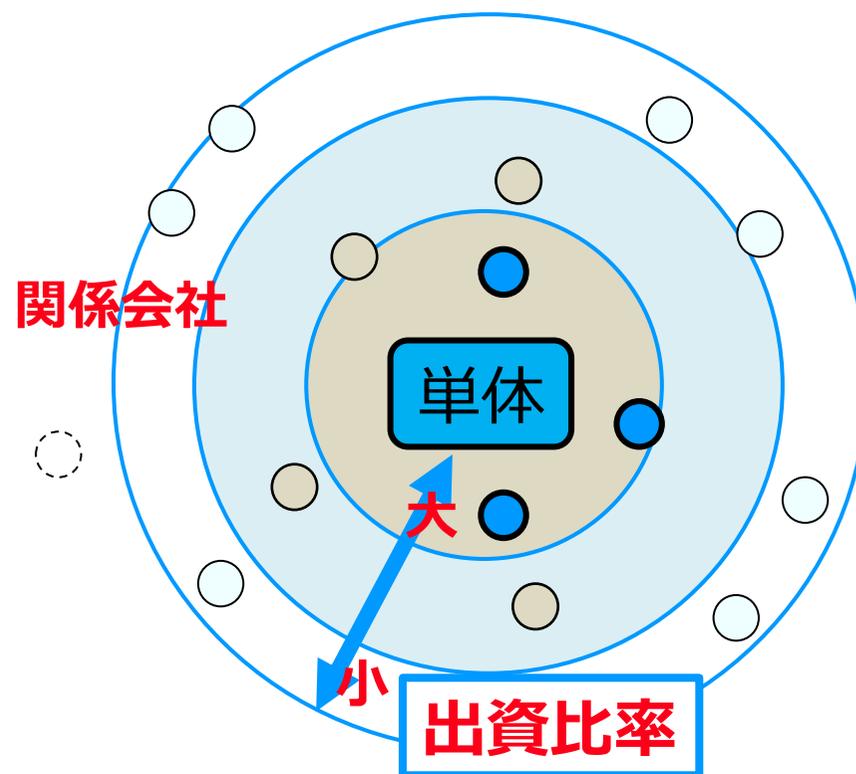
## 支配力基準

(財務支配or経営支配の2種)



支配力内の関係会社の排出量は  
100%自社分に計上  
(支配力外は0%計上)

## 出資比率基準



出資先の排出量は、出資比率に  
比例して自社分として計上

## (必須事項)

- ✓ GHGプロトコル企業基準に則った、**7つの温室効果ガス（下記）の全ての関連する排出量をおさえる**必要がある。
  - 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）
- ✓ GHGプロトコル企業基準に則った、**企業全体（子会社含む）のScope1,2排出量をおさえる**必要がある。
- ✓ Scope1,2は排出量の95%を削減する必要がある。（排出量の5%まで（実績と目標の両者）を除外してもよい。ただし、除外の理由については説明が必要となる。）
- ✓ **企業のScope3排出量がScope1,2,3を合わせた量の40%以上を占める場合、Scope3目標の設定が必要**。また、天然ガスやその他化石燃料の販売や配送に関わっている企業は、自社のScope1,2,3合計排出量と比較したこれらの排出量比率に関係なく、販売した製品由来のScope3目標の設定が必要となる。
- ✓ Scope3目標は、GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定・報告基準に則り、**Scope3全体の少なくとも2/3をカバー**する、排出削減目標とサプライヤー/顧客・エンゲージメント目標のいずれかまたは双方の併用で、設定する必要がある。

## (推奨事項)

- ✓ Scope3の最小バウンダリ以外の排出を削減する目標は必須ではないが、排出量が多い場合には設定を推奨する。
- ✓ **これらの排出はScope3の目標範囲に含めることができるが、前ページにおける2/3の閾値に含めることはできない。**
  - これらの目標は、企業のScope3目標に追加される形で設定されるものとなる。
  - Scope3の各カテゴリにおける排出量の定義については、「GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定・報告基準」（P34-37 表5.4）を参照※。

### (必須事項)

- ✓ 目標は、最新の方法やツールによって計算される必要がある。旧バージョンのツールや方法を利用して計算した目標については、改訂または関連する部門別ツールの発行後6か月以内に正式申請をしたときのみ有効。

## (必須事項)

- ✓ 企業は基準年の排出量やSBT達成の割合を検証するために、GHGプロトコルScope2ガイダンスの**ロケーション基準、マーケット基準のどちらを利用して**いるのかを**開示**する必要がある。なおSBTの設定と進捗の把握には、同一のScope2算定アプローチを使用するものとする。
- ✓ 企業はGHGプロトコルにしたがって、全ての関連する排出源をカバーするScope3排出量のインベントリを作成しなければならない。
- ✓ **他者のクレジット（排出権）の取得による削減（カーボンオフセット）は、企業のSBT達成のための削減に算入できない**（以下を除く）。
  - 残余排出量（SBT達成後の未削減の排出量）を中和する目的
  - SBTを超えた追加的な気候変動対策への資金提供
- ✓ **削減貢献量**（従来使用されていた製品・サービスを自社製品・サービスで代替することによる、サプライチェーン上の「削減量」）は、企業のインベントリそのものではないため、**目標設定に算入するのは不可**。

# 【補足】Scope2排出量の報告方法



- 基準年の排出量を算定する際は、GHGプロトコルScope2ガイダンスのロケーション基準又はマーケット基準のどちらか一方を選択する。
- 国・地域によらず基準は統一する必要がある。
- マーケット基準を選択したものの、マーケット基準で適用する排出係数がない国・地域（電力自由化等が未実施）は、自動的にロケーション基準の排出係数となる。

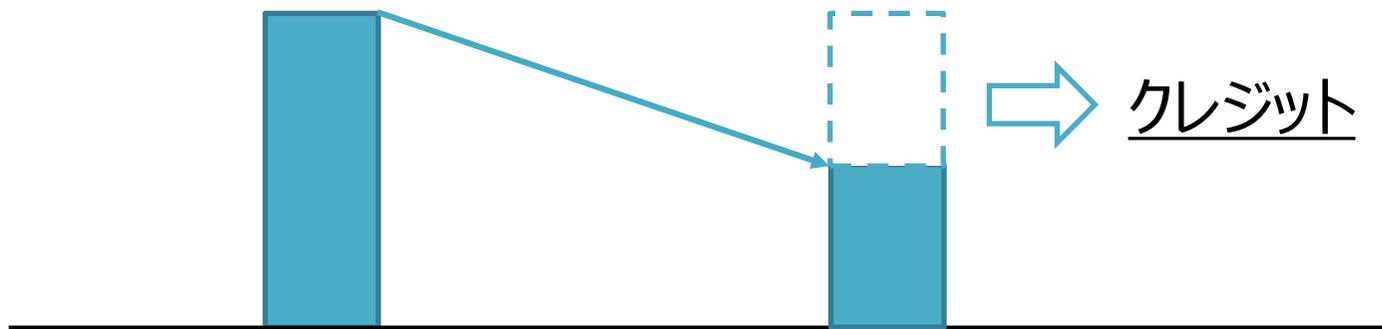
報告方法	適用する排出係数
ロケーション基準	系統網平均の排出係数 (地域、国などの区域ににおける発電に伴う平均の排出係数)
マーケット基準	契約に基づく排出係数

# 【補足】クレジットを取得した削減について

- ✓ クレジット（排出権）とは、あるプロジェクト（排出削減対策）を実施したことによって発生する、**認定されたベースラインからの削減分、又は定められた排出枠（キャップ）からの削減分を取引できるようにしたもの。**
- ✓ 他者のクレジットを自社に移転する行為は、地球全体の排出量は削減したことにはならない。つまり、他者のクレジットを取得することによる自らの削減は、総量削減を求める**SBT達成のための削減には使えない**という整理。
- ✓ ただし、SBTが要求する以上の削減を実施し、排出量をゼロ（カーボン・ニュートラル）を目指す企業がクレジットを使うことは支持。

ベースライン排出量  
(削減対策を行わなかった場合  
の架空の排出量)

プロジェクト排出量  
(削減対策を行った場合の  
現実の排出量)



他社に移転ができるが、地球全体の排出量は減らない

※なお、経済産業省、環境省、農林水産省が運営するJ-クレジット制度の内、**再エネ電力・再エネ熱由来のJ-クレジットはSBTの目標達成において再エネ調達量として報告可能。**

## (必須事項)

- ✓ **バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階でのCO2排出量、バイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去については、企業のGHGインベントリと分けて報告することが必要。**また、バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階でのCO2排出量、バイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去については、(Scope1,2及び/または該当する場合はScope3について) **SBTを設定する際の目標バウダリ、目標の進捗を報告する際のバウダリに含めることが必要。**
- ✓ 土地関連排出量の算定については、直接的な土地利用変化 (LUC, land use change) によるCO2排出量と、土地利用管理からのN2OとCH4排出を含む非LUC排出を含むことが必要。間接的な土地利用変化に関連する排出を含めることは任意。企業はバイオエネルギー算定についての追加のGHGプロトコルガイダンスが公表された場合、本要件への遵守を維持するべく、これに従うことが期待されている。

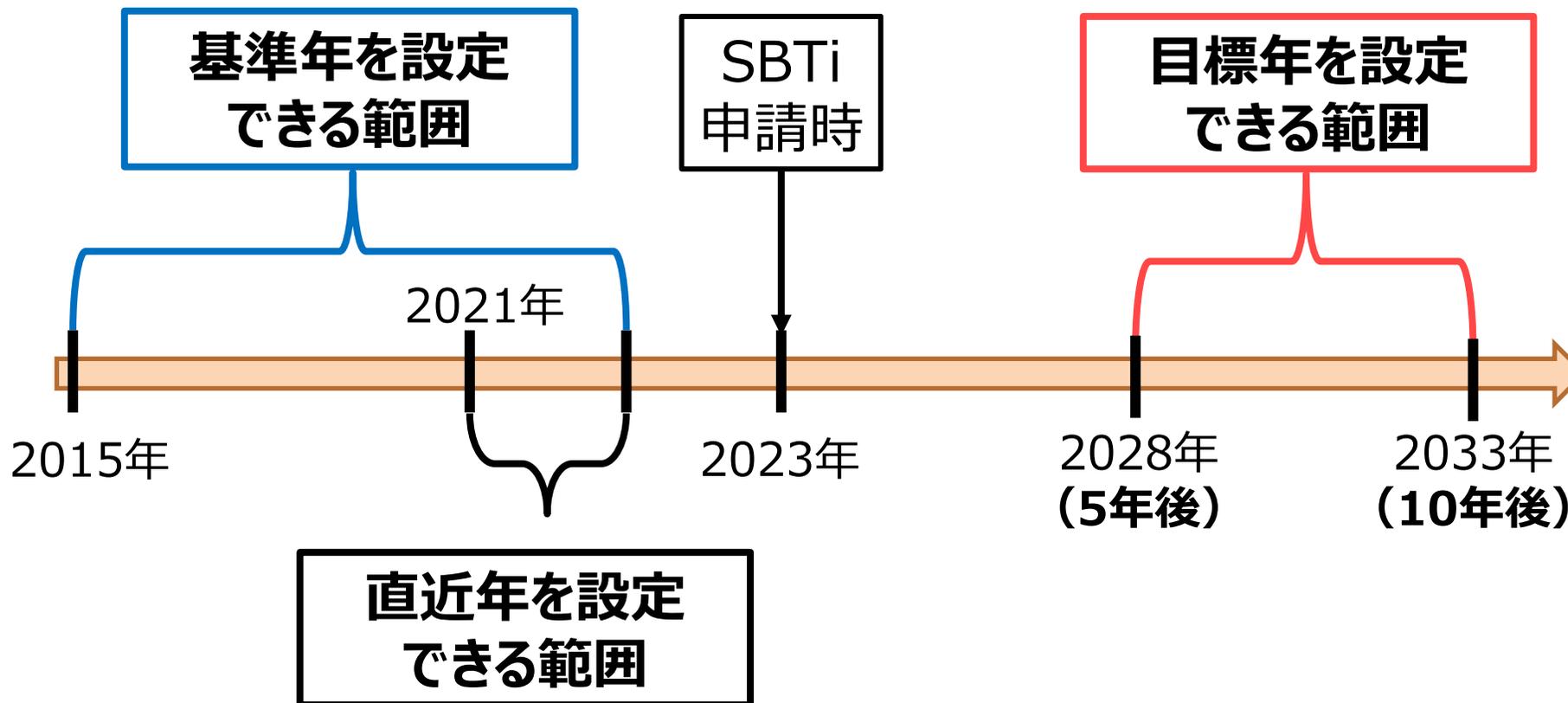
## (推奨事項)

- ✓ SBTiは、輸送用のバイオ燃料を使用または生産している企業については、土地関連の排出量と除去量が該当するバイオ燃料生産のものであることを開示する際に、バイオエネルギーのGHG算定について公認のバイオ燃料認証による裏付けが推奨される。
- ✓ SBTiは、企業が直接的な生物由来CO<sub>2</sub>排出量と除去量について、それぞれ別に報告することを推奨している。バイオエネルギーに関わるCO<sub>2</sub>の排出量と除去量については、前ページに基づき最低限でもネット（差し引き後）排出量にて報告することが必須であるが、バイオエネルギー原料からの総排出量と総除去量についても別々に報告することが推奨されている。

<p><b>基準年</b></p>	<p><b>(必須事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2015年よりも前を選択してはならない             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 短期目標と長期目標には同じ基準年を使用する必要がある (Scope1,2も同じ基準年を使用しなければならない)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>(推奨事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全ての短期目標について同じ基準年を用いることが推奨される</li> </ul>
<p><b>目標年</b></p>	<p><b>(必須事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SBTiへの申請時から<b>5年以上先、10年以内の目標</b>でなければならない (以下例)             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2024年前期に申請したものは「2028-2033年」が選択可能であり、2024年後期については「2029-2034年」が選択可能</li> </ul> </li> <li>✓ 最低限の目標水準は、直近年から<b>2050年までの間に直線的な総量削減、直線的な原単位削減</b>、または直近年から2050年までの間に原単位が収束する (そして総量排出量や原単位排出量が増加しない) ことを想定し、<b>2050年にネットゼロに達することと整合している削減</b></li> </ul>

- 基準年と直近年、目標年のイメージ

(排出量のデータが存在する直近年を基準年とすることを推奨)



## (必須事項)

- ✓ 少なくともScope1,2の目標は、**世界の気温上昇を産業革命以前と比較して1.5°C以内に抑える水準**でなければならない。
  - Scope1,2の総量削減目標は、1.5°C目標と整合する野心を持つ場合に有効となる。
  - Scope1,2の原単位ベース目標は、企業の事業活動に適用可能な1.5°Cセクター別削減経路を用いてモデル化されている場合に有効となる。

## (推奨事項)

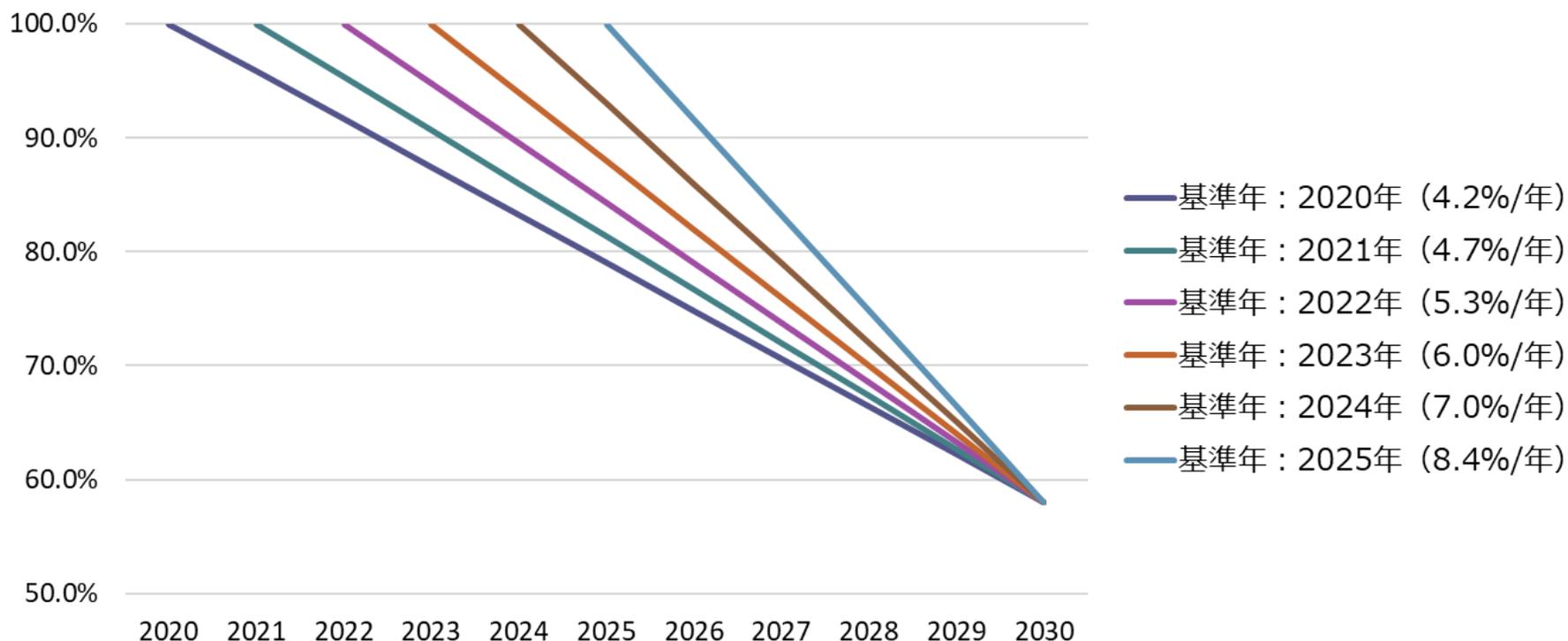
- ✓ 最も早く累積排出が最も少ない削減シナリオの利用が推奨されている。

# 【補足】2021年以降を基準年とする場合の目標値の考え方



- 4.2%/年という削減率を不変とすると、目標年を固定した場合には基準年（及び直近年）を先に延ばすほど、目標達成に必要な削減量を少なくすることができてしまう。
- これを避けるため、SBTでは2021年以降を基準年とした場合には、2020年を基準年とした場合と同等の削減が求められる。

## 2030年を目標年とした場合の基準年と目標値の関係



## (必須事項)

- ✓ 少なくともScope3の目標は、**世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2°Cを十分に下回る水準に抑えるもの**でなければならない。
- ✓ サプライヤー/顧客に対して、気候科学に基づく排出削減目標の設定を勧める企業目標は、以下の要件が満たされたときに認められる。
  - 企業は、上流または下流の関連があるカテゴリについて目標の設定が可能。
  - 関連する上流または下流カテゴリの排出量の何%がエンゲージメント目標によってカバーされるか、SBTiに報告しなければならない。排出量が不明の場合は、年間の調達金額の何%が目標に含まれるかについて情報を記載しなければならない。
  - 目標は、SBTiに正式に申請された日から**遅くとも5年以内に達成する必要がある**。
  - サプライヤー/顧客は、最新のSBTi Near-Term Criteriaと整合する気候科学に基づいた排出削減目標を設定しなければならない。

## (推奨事項)

- ✓ サプライヤーがSBT目標を設定する際に、SBTガイダンスやツールを使用することを推奨している。**サプライヤーの目標の認定取得は必須ではないが、推奨される。**

## (必須事項)

- ✓ Scopeを複数合算(例えば1+2、または1+2+3)した目標設定が可能。ただし、Scope1+2は1.5°Cシナリオと、Scope3は2°Cを十分に下回るシナリオと整合することが必要となる。
- ✓ **再エネ電力を1.5°Cシナリオに準ずる割合で積極的に調達する目標は、Scope2排出削減目標の代替案として認められる。**SBTiは、RE100の推奨事項に沿って、このアプローチにおける再生可能電力閾値（総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギー割合）を、**2025年までに80%、2030年までに100%とする**こととしている。既にこの基準値以上の電力を調達している企業は、再生可能エネルギー使用割合を維持または増加させる必要がある。

## (推奨事項)

- ✓ SDAを用いる企業は、熱と蒸気による排出を直接排出（Scope1）として計算することが推奨される。

## (必須事項)

- ✓ **天然ガスやその他の化石燃料を販売・輸送・流通している企業**は、販売、輸送、配給された化石燃料の燃焼から発生する排出量を対象とした**個別の排出削減目標を設定しなければならない**。
  - 目標は、産業革命前と比較して地球の気温上昇を1.5°Cに抑えるために必要な脱炭素化の水準と少なくとも一致していなければならない。
  - 顧客エンゲージメント目標はこの基準には適用されない。
- ✓ 上記規定は、以下に関係なく適用される。
  - これらの排出量が企業のScope1、2、3全体の排出量の中で占める割合
  - 企業の業種分類
  - 化石燃料の販売・配給が企業の主たる事業であるかどうか

## (必須事項)

- ✓ 以下の企業について、SBTiは現時点で目標の検証を行っていない。
  - (これらの活動から得られる売上の割合にかかわらず) 石油、天然ガス、石炭、その他の化石燃料の「探査、抽出、採掘、そして/または生産を行っている企業
  - 化石燃料の販売、輸送、流通または化石燃料企業への機器やサービスの提供によって売上の50%以上を得ている企業
  - 石炭鉱山、亜炭鉱山等の化石燃料資産からの採掘活動によって商業的に売上を得ている企業のうち、それによる売上が5%以上を占める企業

## (必須事項)

- ✓ 企業は、セクター別ガイダンスが公開されてから遅くとも6か月経過後については、該当するセクター別手法やガイダンスに示された目標設定の際の要求事項や最低限の削減水準について、必ず遵守しなくてはならない。

## (必須事項)

- ✓ 企業は企業全体のGHG排出量インベントリと公表した目標に対する**進捗を年に1度開示**しなくてはならない。
- ✓ 目標が認定された企業は、認定日から6か月以内にSBTi ウェブサイトで目標を公開する必要がある。他の公開時期についてSBTiとの合意がされていない限り、6か月後に公開されていない目標は再度認定プロセスを経なければならない。

## (推奨事項)

- ✓ インベントリ及び公表された目標に対する進捗の開示場所について、特定の要件はないが、一般に公開されていることが条件である。
  - SBTi は、**CDPの気候変動年次質問書**など、標準化され比較可能なデータプラットフォームでの開示を推奨している。**年次報告書、サステナビリティレポート、企業のウェブサイト**も適切な開示プラットフォームと見なされる。

<b>義務的な再計算※</b>	<p><b>(必須事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 最新の気候科学とベストプラクティスとの整合性を確実にするために、<b>最低5年ごとに目標の見直し</b>を行い、必要に応じて再計算、再検証を受けなければならない</li><li>✓ 目標がSBTiの基準を満たしていない場合、その目標は更新され再認定を受ける必要がある</li></ul>
<b>影響を受けた再計算※</b>	<p><b>(必須事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 重大な変更が発生し、企業の目標がSBTiの基準を満たさなくなった場合、<b>影響を受けた目標のみを再計算</b>し再度認定を受けなければならない（具体的なケースは次ページ参照）</li></ul>

※いずれの場合においても、目標を再申請する際には最新の基準に従う必要がある。

[出所] SBTi Corporate Near-Term Criteria Version 5.2 (<https://files.sciencebasedtargets.org/production/files/SBTi-criteria.pdf>) より作成

## (必須事項)

- ✓ 影響を受けたことによる再計算を要するケース
  - Scope3の排出量が、Scope1,2,3の合計排出量の40%以上になる場合
  - 温室効果ガスインベントリで選択した統合アプローチに変更があった場合
  - インベントリまたは目標範囲における除外排出量の大幅な変化
  - 企業構造や活動の重大な変更（例：買収、売却、合併、内製化・外注化、製品やサービスの大幅な変更）
  - データまたは算出方法の調整により、組織の基準年排出量全体、もしくは目標範囲の基準年排出量に重大な変更が生じた場合（例：重大な誤りの発見、または複数の累積的な誤りが集合的に重大な影響を及ぼす場合）
  - SBTの設定に用いられた予測/仮定に対するその他の重大な変更
- ✓ 基準年排出量に関しては、組織の基準年における総排出量が5%変化した場合、基準年排出量の再計算が必要となる。目標範囲内でカバーされる基準年排出量に5%以上の変化があった場合には、目標の再計算が必要となる。

## (推奨事項)

- ✓ SBTiは、企業が目標に関連する予測の有効性を毎年確認することを推奨している。企業は、重大な変更があった場合にはSBTiに通知し、必要に応じてこれらの重要な変更を公に報告すべきとされる。